

厚生労働省編 職業分類 改定のお知らせ

厚生労働省編職業分類については、平成23年に改定したものを使用してきたところですが、昨今の社会経済情勢の変化に伴う職業構造の変化に対応させるため、今般、下記のとおり全面的に改定いたしました（令和4年4月14日）。

旧分類 職業分類の構成表 新分類

旧分類	中分類 項目数	小分類 項目数	細分類 項目数	新分類	中分類 項目数	小分類 項目数
A 管理的職業	4	6	11	01 管理的職業	3	6
B 専門的・技術的職業	20	93	177	02 研究・技術の職業	8	40
C 事務的職業	7	27	57	03 法務・経営・文化芸術等の専門的職業	9	26
D 販売の職業	3	20	50	04 医療・看護・保健の職業	8	27
E サービスの職業	8	34	67	05 保育・教育の職業	4	17
F 保安の職業	3	8	13	06 事務的職業	11	33
G 農林漁業の職業	3	12	35	07 販売・営業の職業	5	36
H 生産工程の職業	11	105	340	08 福祉・介護の職業	3	17
I 輸送・機械運転の職業	5	23	48	09 サービスの職業	7	43
J 建設・採掘の職業	5	24	52	10 警備・保安の職業	5	9
K 運搬・清掃・包装等の職業	4	17	42	11 農林漁業の職業	3	14
計 11	73	369	892	12 製造・修理・塗装・製図等の職業	15	95
				13 配送・輸送・機械運転の職業	8	32
				14 建設・土木・電気工事の職業	5	24
				15 運搬・清掃・包装・選別等の職業	5	21
				計 15	99	440

→ 分割 - - - - - → 分割・統合 → 一部職業を移設

「総務事務員」を例に改定点を示すと次のとおりです。

	大分類	中分類	小分類	細分類
旧分類：現行	C	25	251	251-01
	↓	↓	↓	↓
新分類：改定	06	033	033-01	(廃止)
	※ 1	※ 2	※ 3	※ 4

- ※ 1 大分類項目の表記をアルファベット1文字から数字2桁に変更。
- ※ 2 中分類項目の表記を数字2桁から数字3桁に変更。
- ※ 3 小分類項目の表記を数字3桁から数字5桁に変更。
- ※ 4 細分類は原則廃止。ただし、求人数・求職者数が多い等の特段の理由がある場合は小分類項目に格上げ。

1. 改定の基本的考え方

厚生労働省編職業分類は、総務省日本標準職業分類に準拠の上、労働力需給調整機関において共通して使用されるべきものとして作成されています。今般の改定は、統計の観点では日本標準職業分類に対応させつつ、求人・求職のマッチングをより円滑に行えるようにするという観点から行うものです。これまでの最小単位である細分類を廃止し、より柔軟に社会構造の変化に対応できる職業分類としました。

2. 適用日

本通知の日（令和4年4月14日）より対外公開し、利用可能としています。
なお、ハローワークの業務での活用については、ハローワークシステム等の改修を要するため、令和5年3月からとすることを予定しています。

改定に関するQ&A

問1

今回の改定によって、求人事業主（または求職活動中の方）が何か対応しなければならないことはありますか？

答1

特にありません。ただ、ハローワークにおいては、今回改定された職業分類表に基づいて業務を行っていきます（令和5年（2023）年3月から）。

求人事業主（または求職活動中の方）にとってこれまでと異なることになるのは主に下記の部分です。システム改修は令和5年（2023）年3月の予定です。

【求人事業主】

ハローワークインターネットサービスの求人者マイページから求人を申し込む場合の職種選択

【求職活動中の方】

ハローワークインターネットサービスから求人情報を検索する際の条件設定（職種選択）



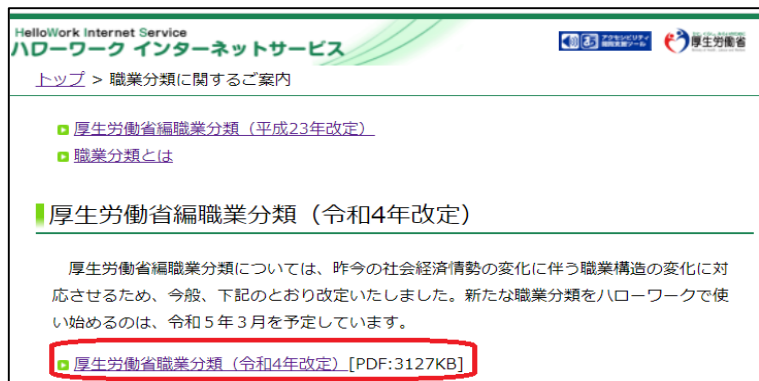
問2

新しい職業分類表はどこで確認できますか？

答2

ハローワークインターネットサービス上で確認できます。

https://www.hellowork.mhlw.go.jp/info/mhlw_job_info.html



< QRコード >



厚生労働省編職業分類の改定について（概要）

1 根拠規定

- 職業安定法第15条（標準職業名等）に基づき、労働力需給調整機関において共通して使用するものとして作成。

（※ 職業安定法第15条）

第十五条 職業安定主管局長は、職業に関する調査研究の成果等に基づき、職業紹介事業、労働者の募集及び労働者供給事業に共通して使用されるべき標準職業名を定め、職業解説及び職業分類表を作成し、並びにそれらの普及に努めなければならない。

2 これまでの経過（検討経過等）

- これまでの改定経過
 - ・ 1999年（平成11年）— 第3回改定
 - ・ 2011年（平成23年）— 第4回改定(前回の改定)
- 前回改定より10年以上が経過し、この間の産業構造、職業構造の変化等に伴い、求人・求職者の職業認識との乖離が生じている分野もみられた。
- 改定作業を(独)労働政策研究・研修機構に要請し、2017年(平成29年)に官民の委員で構成される『職業分類改訂委員会』を設置して、職業分類の改定について検討を実施（各関係団体等へのヒアリングを実施）。
- 議論・検討の内容としては、以下のとおり。
 - ・ 最も細かい分類（細分類）は、あまり活用されていない。
 - ・ 求職者や求人者にとって分かりやすいものとする必要がある。
 - ・ 分類が粗すぎる部分、細かすぎる部分がある。
 - ・ 職業のイメージ・認識と分類が合っていない、複数の大分類に分類されているため探しにくい。
 - ・ 社会経済情勢等に合わせて「新しい職種」を追加することも必要。

3 改定の内容

上記検討を踏まえ、以下の方針で改定を行う。

- (1) 「細分類」をなくして「小分類」までとすること。
 - 求職者数または求人数が多く、マッチングの観点で必要なものについては小分類項目に位置づける。
 - 小分類の項目名については、労働市場で使用されている名称（求職者、求人者等が理解しやすい名称）を踏まえて必要な改定を行う。
- (2) 統計の観点からは「日本標準職業分類」に対応させつつ、大分類・中分類についても、マッチングの観点を考慮し、項目の整理や名称の見直し等を行う。
- (3) 引き続き、職業の解説、例示等を丁寧を示すこと。

【具体的な内容（概要）】

① 大分類項目の見直し

- ・「専門的・技術的職業」、「サービスの職業」について整理する。
 - ⇒ 「医療・看護・保健の職業」、「保育・教育の職業」、「福祉・介護の職業」を新設。
 - ⇒ 「専門的・技術的職業」を分割して「研究・技術の職業」、「法務・経営・文化芸術等の専門的職業」を新設。
- ・項目名を分かりやすいものとなるよう見直す。
 - ⇒ 「生産工程の職業」 → 「製造・修理・塗装・製図等の職業」
 - ⇒ 「建設・採掘の職業」 → 「建設・土木・電気工事の職業」等の項目名の見直しを行う。

② 中分類項目の見直し

- ・マッチングの観点から項目名・分け方を見直す。

【具体例】

- ⇒ 「情報処理・通信技術者」 → 「情報処理・通信技術者(ソフトウェア開発)」、「情報処理・通信技術者(ソフトウェア開発をく)」
- ⇒ 「保健師、助産師、看護師」 → 「保健師、助産師」、「看護師、准看護師」
- ⇒ 大分類「保育・教育の職業」を新設したことに伴い、中分類「保育士、幼稚園教員」を新設。
- ⇒ 「一般事務の職業」 → 「総務・人事・企画事務の職業」
「一般事務・秘書・受付の職業」
「その他の総務等事務の職業」
「電話・インターネットによる応接事務の職業」
「医療・介護事務の職業」
- ⇒ 「介護サービスの職業」 → 「施設介護の職業」、「訪問介護の職業」
- ⇒ 「自動車運転の職業」 → 「貨物自動車運転の職業」、
「バス運転の職業」、「乗用車運転の職業」、
「その他の自動車運転の職業」

③ 小分類項目の見直し

- ・「細分類」をなくすことに伴い、マッチングの観点で必要なものについては小分類項目に位置づける等の見直しを行う。

- ⇒ 細分類から小分類に格上げ（具体例）

- ・ ソフトウェア開発技術者(WEB・オープン系)、ソフトウェア開発技術者(組込・制御系)、プログラマー
- ・ 販売員関係(コンビニエンスストア店員、飲食料品販売店員、電気機器販売店員等)
- ・ 福祉施設指導専門員関係(老人福祉施設指導専門員、障害者福祉施設指導専門員等)
- ・ 調理人関係(日本料理調理人、西洋料理調理人、中華料理調理人等)

- ⇒ 分かりやすいように新たに分類（具体例）

- ・ 看護師・准看護師関係(「病院・診療所」、「介護施設」、「訪問看護」の3つに分類)(※ 施設別に分類)
- ・ 販売員関係(百貨店販売店員、総合小売店販売店員(百貨店・コンビニエンスストアを除く)、食品スーパーマーケット販売店員に分類)(※ 店の種類を明確化)
- ・ 介護員関係(高齢者通所型施設介護員、高齢者入所型施設介護員、障害者福祉施設介護員等に分類)
- ・ トラック運転手(大型トラック運転手、中型・小型トラック運転手の2つに分類)